

京都府警察本部長告示第 51 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を次のとおり行うので、道路交通法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年6月2日

京都府警察本部長  
警視監 吉越 清人

- 1 意見の聴取の期日 令和8年6月9日午後1時00分
- 2 意見の聴取の場所 京都市伏見区羽束師古川町647番地  
運転免許試験場（安全運転学校）意見の聴取会場